産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）
（本則）
○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）（第一条関係）……1
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）（第二条関係）……7

○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）（第一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第一条～第三条　（略）	第一条～第三条　（略）
（特定事業者の範囲） 第三条の二　法第二条第四十項第四号の政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号の政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。 一　ソフトウェア業 二　情報処理サービス業 三　旅館業	（新設）
2　法第二条第四十項第七号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。 一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会 二　農業協同組合及び農業協同組合連合会 三　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 四　森林組合及び森林組合連合会 五　商工組合及び商工組合連合会 六　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会 七　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会 八　生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三百人（卸売業を主たる事業とする事業者につい	

ては、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

九　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人（酒類卸売業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（事業承継等に係る特定事業者等の範囲）

第三条の三　法第二条第四十一項第一号の政令で定める常時使用する従業員の数は、二千人とする。

2　法第二条第四十一項第一号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一　医業を主たる事業とする法人

二　歯科医業を主たる事業とする法人

三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（前二号に掲げる法人を除く。）

四　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（第一号及び第二号に掲げる法人を除く。）

五　一般社団法人及び一般財団法人（第一号及び第二号に掲げる法人を除く。）

第四条～第二十条　（略）

（新設）

第四条～第二十条　（略）

（事業再生円滑化関連保証に係る保険料率）

第二十一条　法第五十二条第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。以下同じ。）にあっては一・六九パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、一・四四パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）にあっては〇・四パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）とする。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項、第三十条第二項及び第三十七条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（事業再生円滑化関連保証に係る保険料率）

第二十一条　法第五十二条第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条第一項及び第三十条第一項において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条第一項において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。以下同じ。）にあっては一・六九パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項、次条第一項及び第三十条第一項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項、次条第一項及び第三十条第一項において同じ。）の場合は、一・四四パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条第一項において同じ。）にあっては〇・四パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）とする。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた中小企業者が中小企業信用保険法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件を備えている法人（次条第二項及び第三十条第二項において「特定法人」という。）である場合における無担保保険の保険関係についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

第二十二条～第三十五条　（略）	第二十二条～第三十五条　（略）
（生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等）	
第三十六条　法第百四十条の三第四項第二号ハの政令で定める許認可等（次項において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。	（新設）
一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の許可	
二　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可	
三　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条又は第三十五条第一項の許可	
2　法第百四十条の三第六項第一号に定める特定許認可等をした行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同項の同意（同号に掲げる事項に係るものに限る。）のために必要な書類を定めることができる。	
3　法第百四十条の三第一項の認定の申請を行う者は、前項の規定により定められた必要な書類を当該申請に係る申請書に添付しなければならない。	
4　主務大臣は、法第百四十条の三第六項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）により第二項に規定する行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。	

（生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率）

第三十七条　法第百四十条の六第五項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合が特定法人である場合における無担保保険の保険関係（法第百四十条の六第三項に規定する特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（労働者協同組合の組織変更に係る株式等の割当てを受けることができない者等）

第三十八条　法第百四十条の十八第一項の政令で定める者は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により組織変更（法第百四十条の十五第一項に規定する組織変更をいう。）前の労働者協同組合から脱退することとなる組合員とする。

2　法第百四十条の十八第三項の規定により同項の株式の割当てについて会社法第八百七十一条の規定を準用する場合においては、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八

（新設）

（新設）

百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（事業協同組合等の範囲） 第十条　法第十七条の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　事業協同組合、企業組合又は協業組合 二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農事組合法人 三　技術研究組合 四　生産森林組合 五　漁業生産組合 六　労働者協同組合 七　信用金庫、労働金庫又は信用協同組合 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十七条の六第一項（仮理事、仮取締役等）に規定する会員金融商品取引所 九　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第五項（定義）に規定する会員商品取引所 十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社	（事業協同組合等の範囲） 第十条　法第十七条の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　事業協同組合、企業組合又は協業組合 二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農事組合法人 三　技術研究組合 四　生産森林組合 五　漁業生産組合 （新設） 六　信用金庫、労働金庫又は信用協同組合 七　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十七条の六第一項（仮理事、仮取締役等）に規定する会員金融商品取引所 八　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第五項（定義）に規定する会員商品取引所 九　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する相互会社